

親族への優先提供の意思表示について

I 改正後の規定

(臓器の摘出)

第6条 医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

一 死亡した者が生存中に当該臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないとき。

二 (略)

(親族への優先提供の意思表示)

第6条の2 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

II 親族への優先提供の意思表示を行うための要件

- ①移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示しようとする者
- ②その意思の表示に併せて、
- ③親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

III 検討課題

1 表示方法について

現行制度下では、主に臓器提供意思表示カード、臓器提供意思表示シール、臓器提供意思登録システムによって意思表示が行われているが、親族への優先提供の意思を表示するに当たって、どのような点に留意すべきか。

2 表示内容について

提供先を親族に限定する意思など、親族への優先提供に付随して示された意思について、どのように取扱うか。

3 親族の範囲について

国会審議では親族の範囲は一親等と配偶者に限定するとの提案者答弁があり、臓器移植委員会においても当該提案者意思を尊重するとの意見が出された。

この場合において、事実婚や養子をどのように取扱うか。

4 親族の確認方法について

脳死下での臓器提供という場面で、親族関係の確認をするにはどのような方法が考えられるか。

表示方法について

親族優先提供の意思表示は、対象となる親族に大きな影響を与えるため、運用に当たっては、意思確認等を慎重に行っていく必要がある。

また、親族優先提供の意思表示は、臓器提供の意思表示と併せて行うものとされていることを踏まえれば、これまでの意思表示手段を活かしつつ、表示方法を考えていくことが現実的である。

これらを踏まえ、表示方法において留意すべき点はないか。

1 臓器提供意思表示カード及びシール

現行法の運用においては、臓器提供に係る意思表示を書面にて行う手段として、臓器提供意思表示カード及びシール（以下「ドナーカード等」という。）を配布してきたところである。

このドナーカード等について、例えば、自筆で親族への優先提供の意思表示も併せて記入していただくとの運用とした場合、問題点や留意すべき点はないか。

※ この場合、新たに親族優先提供の意思表示欄を設けたドナーカード等を配布するほか、現行ドナーカード等も、余白に親族優先提供の意思を記入することで有効とすることが考えられる。

2 臓供移植意思登録システム

ドナーカードに加え、第三者である（社）日本臓器移植ネットワークが運営するシステムで意思を登録し、その内容を記載した書面の発行を受け、本人が携帯する仕組みを設けているが、このシステムで親族優先提供の意思表示の登録も可能とするとの運用とした場合、問題点や留意すべき点はないか。

↓
〈該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい〉

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(向附であれば、この臓器表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

表示内容について

提供先を親族に限定する意思など、親族への優先提供に付随して示された意思について、どのように取扱うか。

- 1 特定の親族へ提供する意思及び親族間で優先順位をつけた意思が示されていた場合
- 2 優先とならない範囲の親族への優先提供の意思が示されていた場合
- 3 親族以外には提供しない（限定的な提供）意思が示されていた場合

※ 現行では、提供先を指定した場合については、有効な意思表示とはせず、提供は見合わせることにしている。

【論点】

- 1) 第6条の2の親族への優先提供の意思について、どのように取扱うべきか。
- 2) 第6条第1項の臓器提供の意思について、どのように取扱うべきか。

《臓器提供の手続き》

I	本人の意思表示	(第三者への)提供の意思 (親族への)提供の意思	— 限定
			↓
II	家族の承諾		⊕
			↓
III	法的脳死判定以降		⊕

親族の範囲について

I 親族の範囲

1 民法における親族の範囲

六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族（民法第725条）

2 臓器移植法改正時の提案者答弁

平成21年7月9日参議院厚生労働委員会

河野太郎議員

A案の親族の優先提供でございますが、これはドナーとなる方が生前に書面で本人が脳死になったときに臓器を提供するという意思を明確にし、なおかつ一親等、親又は子あるいは配偶者の中でレシピエント登録を既に済ませている者を指定している場合に限り親族の優先提供ができるというふうになっておりますので、本人の意思がなかったときに残った遺族が決めるというものでもございませぬし、レシピエントとなれるのはレシピエント登録をしている一親等又は配偶者に限るということになっております。

3 生体移植における親族の範囲（日本移植学会倫理指針）

親族とは六親等以内の血族、配偶者と三親等内の姻族を指すものとする。

II 養子

1 民法上の養子について

民法上、養子は、縁組の日から嫡出子の身分を取得し、養親及びその血族との間においては、血族間におけるのと同じ親族関係を生じることとされている。

また、特別養子縁組にあつては、養子と実方の父母及び血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了することとされている。

2 臓器移植法における養子の取扱いについて

改正法に親族への優先提供の意思表示の規定が設けられた趣旨は、提案者の答弁によると「生活をともにしていく中で強い信頼と情をはぐくんできた家族には少しでも長く生きてもらいたいと願うことは人が持つ自然の感情として十分理解できる」とされているところ、臓器移植法の親族への優先提供における養子についてどう考えるか。

II 事実婚

1 民法における事実婚の取扱いについて

法律婚の効果の中で従来型の実事婚にほぼ異論なく認められているのは、①同居・協力・扶助義務、②貞操義務、③婚姻費用分担義務、④日常家事債務の連帯責任、⑤夫婦別産制と帰属不明財産の共有推定など、夫婦の実質があれば保障する必要があるような効果であると考えられる。

他方、認められていないのは①氏の変更、②成年犠牲、③子の嫡出性、親権の所在、⑤姻族関係の発生、⑥相続権等であり、取引の安全等を考慮し、画一的に決まる必要があるような効果であると考えられる。

2 臓器移植法における事実婚の取扱いについて

改正法に親族への優先提供の意思表示の規定が設けられた趣旨は、提案者の答弁によると「生活をともにしていく中で強い信頼と情をはぐくんできた家族には少しでも長く生きてもらいたいと願うことは人が持つ自然の感情として十分理解できる」とされているとこと、臓器移植法の親族への優先提供における事実婚についてどう考えるか。

親族の確認方法について

移植医療の現場において、移植コーディネーターや医療従事者が、脳死下での臓器提供という場面で、親族関係の確認をするにはどのような方法が考えられるか。

1 生体移植の取扱いについて

『「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）』第12の6において、臓器の提供者が移植術を受ける者の親族である場合には、親族関係及び本人確認は公的証明書により確認することを原則とし、それによることができない場合には、倫理委員会等において関係資料に基づき確認することとされている。

なお、公的証明書については、臓器移植対策室長通知により、戸籍抄本、住民票又は世帯単位での保険証とされている。

2 臓器移植法における取扱いについて

改正法により親族への優先提供が可能となるが、親族関係については生体移植の取扱い同様、移植術を行う前に、公的証明書により確認することが望ましい。

しかしながら、脳死下での臓器提供については、夜間・休日等に臓器提供者が発生することも十分に想定されるため、移植術を行う前に公的証明書による確認が困難な場合も考えられるが、どう考えるか。

(縁組による親族関係の発生)

第727条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるの
と同一の親族関係を生ずる。

(嫡出子の身分の取得)

第809条 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する。

(特別養子縁組の成立)

第817条の2、家庭裁判所は、次条から第817条の7までに定める要件があるときは、養親
となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別
養子縁組」という。）を成立させることができる。

(実方との親族関係の終了)

第817条の9 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了す
る。ただし、第817条の3第2項ただし書<注：養夫婦の一方の元々の嫡出子である場合>
に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。